徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００１
名称	アイラブユー司法書士法人
設立年月日	平成22年4月2日
業務範囲	１．登記又は供託に関する手続について代理すること ２．法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること ３．法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること ４．裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること ５．前各号の事務について相談に応ずること ６．司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及の業務 ７．簡裁訴訟代理等関係業務 ８．前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
役員に関する事項	代表社員　細川哲博（特定社員）
	代表社員　細川智代（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島市幸町一丁目２０番地
ＴＥＬ	０８８－６５６－０２１７
ＦＡＸ	０８８－６５６－０２２８
常駐する司法書士	細川哲博（代表社員・特定社員）
	細川智代（代表社員・特定社員）

徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００２
名称	司法書士法人小笠原合同事務所
設立年月日	平成23年1月5日
業務範囲	１．登記又は供託に関する手続について代理すること ２．法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、４号に掲げる事務を除く） ３．法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること ４．裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること ５．前各号の事務について相談に応ずること ６．簡易裁判所における裁判所法第３３条１項第１号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続〔上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行手続を除く〕、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること ７．前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること ８　筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること ９．当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 １０．司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及の業務 １１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 １２．司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務

役員に関する事項	代表社員　小笠原哲二（特定社員）
	代表社員　明官竜信（特定社員）
	社員　廣瀬通（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島市東大工町一丁目１９番地
ＴＥＬ	０８８－６３５－１５５８
ＦＡＸ	０８８－６３５－０２０４
常駐する司法書士	明官竜信（代表社員・特定社員）

1	従たる事務所所在地	吉野川市鴨島町喜来字宮北４８５番地１
	ＴＥＬ	０８０－３１１６－２０９２
	ＦＡＸ	０８８－６３５－０２０４
	従たる事務所の業務範囲	１．登記又は供託に関する手続について代理すること ２．法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、４号に掲げる事務を除く） ３．法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること ４．裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること ５．前各号の事務について相談に応ずること ６．筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること ７．当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 ８．司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及の業務 ９．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 １０．司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
	常駐する司法書士	廣瀬通（社員・特定社員）
		横関静（使用人）

2	従たる事務所所在地	海部郡海陽町大里字尾ノ鼻３６番地２
	ＴＥＬ	０８８４－７０－１５００
	ＦＡＸ	０８８４－７０－１５０１
	従たる事務所の業務範囲	１．登記又は供託に関する手続について代理すること ２．法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、４号に掲げる事務を除く） ３．法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること ４．裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること ５．前各号の事務について相談に応ずること ６．筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること ７．当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 ８．司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他教育及び普及の業務 ９．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 １０．司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
	常駐する司法書士	小笠原哲二（代表社員・特定社員）
		川畑雅義（使用人）

徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００７
名称	司法書士法人はらだ合同事務所
設立年月日	令和2年11月12日
業務範囲	（１）登記又は供託に関する手続きについて代理すること （２）法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、４号に掲げる事務を除く） （３）法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること （４）裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること （５）前各号の事務について相談に応ずること （６）簡易裁判所における裁判所法第３３条第１項第１号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること （７）前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること （８）筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること （９）当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 （１０）当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

	（１１）司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 （１２）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 （１３）司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し又は密接に関連する業務
役員に関する事項	代表社員　原田敦仁（特定社員）
	社員　原田あかね（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島市佐古二番町６番１号　巽屋ビル
ＴＥＬ	０８８－６５５－８１８１
ＦＡＸ	０８８－６５５－７７９３
常駐する司法書士	原田敦仁（代表社員・特定社員）
	原田あかね（社員・特定社員）

徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００８
名称	司法書士法人ゆあさ法務事務所
設立年月日	令和3年6月1日
業務範囲	（１）登記または供託に関する手続について代理すること （２）法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること（ただし、第４号に掲げる事務を除く） （３）法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること （４）裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること （５）前各号の事務について相談に応ずること （６）簡易裁判所における裁判所法第３３条第１項第１号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るものを除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること （７）前号について、相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること （８）筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、または代理すること （９）当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し、もしくは補助する業務 （１０）司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務 （１１）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 （１２）司法書士または司法書士法人の事務に附帯し、または密接に関連する業務

役員に関する事項	社員　湯浅友章（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島県板野郡藍住町矢上字原２１７番地１７
ＴＥＬ	０８８－６３５－９６５５
ＦＡＸ	０８８－６３５－９６６７
常駐する司法書士	湯浅友章（社員・特定社員）

徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００９
名称	司法書士法人ひとざい
設立年月日	令和4年2月1日
業務範囲	１．登記または供託に関する手続について代理すること ２．法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること（ただし、第四号に掲げる事務を除く） ３．法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること ４．裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること ５．前各号の事務について相談に応ずること ６．簡易裁判所における裁判所法第３３条第１項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るものを除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること ７．前号について、相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること ８．筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第一号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、または代理すること ９．当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し、もしくは補助する業務 １０．司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務 １１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 １２．司法書士または司法書士法人の事務に附帯し、または密接に関連する業務

役員に関する事項	社員　小川浩司（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島県徳島市幸町三丁目１０１番地 リーガルアクシスビル２階
ＴＥＬ	０８８－６６０－１３７８
ＦＡＸ	０８８－６６０－２０９４
常駐する司法書士	小川浩司（社員・特定社員）
	多田沙貴（使用人）

徳島県司法書士会　法人会員名簿

法人番号	４０－００００１０
名称	司法書士法人加島事務所
設立年月日	令和6年5月2日
業務範囲	（１）登記または供託に関する手続について代理する業務 （２）法務局または地方法務局に提出し，または提供する書類または電磁的記録を作成する業務（ただし，第四号に掲げる事務を除く） （３）法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理する業務 （４）裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成する業務 （５）前各号の事務について相談に応ずる業務 （６）簡易裁判所における裁判所法第３３条第１項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決，決定または命令に係るものを除く），再審および強制執行手続を除く），和解手続，支払督促手続，訴え提起前の証拠保全手続，民事保全法に定められた手続，民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理する業務 （７）前号について，相談に応じ，または裁判外の和解について代理する業務 （８）筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第一号所定の額を超えないものについて，相談に応じ，または代理する業務 （９）当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により，管財人，管理人その他これらに類する地位に就き，他人の事業の経営，他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し，もしくは補助する業務 （１０）司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催，出版物の刊行その他の教育および普及の業務 （１１）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第３３条の２第１項に規定する特定業務 （１２）司法書士または司法書士法人の事務に附帯し，または密接に関連する業務

役員に関する事項	社員　加島寛之（特定社員）

主たる事務所所在地	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南９３番地２
ＴＥＬ	０８８３－５３－２１７７
ＦＡＸ	０８８３－５３－２１７８
常駐する司法書士	加島寛之（社員・特定社員）